

日本-パラオ親善ヨットレース 2024

【通告 06】

帆走指示書 11-5. b) を以下のとおりに変更する

11-5. b) スタート信号後 72 時間以内であること、

帆走指示書 11-6. を以下のとおりに変更する

11-6. スタート信号後 72 時間より後にスタートする艇は、審問無しに DNS と記録される。(RRS 付則 A5.1、A5.2 の変更)

以上

日本-パラオヨットレース実行委員会

2024 年 3 月 9 日